

重要

会員各位

平成 29 年 9 月吉日

IMA事務局

会員規約改訂のご案内

拝啓

秋冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速では御座いますが、いすゞモーターオークション会員規約を平成29年11月開催オークションより下記の通り、改訂させていただきます。

つきましては、会員皆様のご理解を賜り、引続き弊社オークション会場をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 平成 29 年 11 月開催オークションより

【内容】

① 第 62 条(自動車税の処理) 第 3 項を以下に改訂します。

第 62 条(自動車税の処理)

3. 開催月と同年度内に車検が切れる出品車両(車検残が翌月末未満もしくは名義変更期限未満の場合も含む)は、原則として自動車税の納税証明(継続検査用)を添付不要とします。但し、事務局が納税証明書の提出を求めた場合、出品店は事務局からの請求日を含む 10 日以内に事務局に提出するものとします。これを遅延した場合は、ペナルティとして 1 万円を出品店に請求します。但し、車検満了月の前月以降(自動車税納付期限内は除く)に事務局が依頼した場合に限ります。

※ 落札店は、車検満了月の前月以降(自動車税納付期限内は除く)に納税証明を事務局に請求出来ず。但し、事務局が不要と判断し請求をお断りする場合があります。

② 第 62 条(自動車税の処理)に第 4 項を追加します。

4. 成約車両の自動車税未納が車検満了月の前月以降(自動車税納付期限内は除く)に発覚した場合、出品店に対しペナルティ 3 万円を請求します。また、落札店が事務局の了承を得た後に自動車税を立替えて支払った場合は、出品店に対して自動車税相当額を別途請求し、落札店に支払います。

以上

※ 最新の会員規約は、弊社ホームページ(<http://www.umax.co.jp/>)よりダウンロードの上、ご確認下さい。